

## 中小企業診断士登録証の変更について

平成25年5月から交付する中小企業診断士登録証について、以下のとおりレイアウト等を変更しますので、お知らせいたします。

なお、記載内容の変更はありません。

<表面>

### 中小企業診断士登録証

氏名 中小企業 太郎

昭和54年12月17日生

登録番号 012345

有効期間 裏面に記載

上記の者について、中小企業支援法第11条第1項の登録をしたことを証明します。

平成25年5月1日

経済産業大臣 印

<裏面>

(備考)

- 登録証を汚し、損じ、又は失ったときは、経済産業大臣に再交付を申請できる。(中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第14条)
- 氏若しくは名、住所、勤務地又は勤務先に変更があったときは、経済産業大臣に登録の変更を申請するとともに、その変更の結果この登録証の記載事項の訂正を要するときは、申請書に添付して提出すること。(同規則第13条第1項)
- この登録証は、他人に貸与したり、譲渡してはならない。
- 有効期間の経過等により登録を消除されたときは、遅滞なく、この登録証を返納すること。

初回登録日 平成20年5月1日

有効期限 平成25年5月1日から平成30年4月30日まで